

「学校安全」の授業化に向けて

鈴木 そよ子

はじめに

国が教育制度として設けている学校において、子どもたちの命を守ることは教育活動の前提となる。学校内に限らず登下校を含み、自然災害や交通安全に向けての取り組みも含む。これが「学校安全」という一言にまとめられている。

「学校安全」が強く意識されるきっかけとなった近年の事件・事故がある。2001（平成13）年の大阪教育大学附属池田小学校事件は、当時「開かれた学校」を志向していた教育界に深い衝撃を与えた¹。2011（平成23）年の東関東大震災において宮城県石巻市立大川小学校児童たちが犠牲になったことは、全国での自然災害時の危機管理の見直しを促すこととなった²。また、登下校中の事故や事件、校内での事故や事件も相次いでいる現状がある³。

児童生徒の被害を未然に防ぐ対策や、事件や事故が起こってしまった時の迅速かつ適切な対応が早急に必要とされている。防止策をとりつ

つ、万が一事故、災害、事件が起こった時に備えて子どもの命を守るべく、学校において体制づくりが進められている。

このような現状を踏まえて、教員養成段階においても、「学校と地域の連携および学校安全への対応」についての基礎知識を身に着けることが求められている。

2014（平成26）年11月19日、中央教育審議会 スポーツ・青少年分科会 学校安全部会の「学校における安全教育の充実について（審議のまとめ）」では、「たとえ新任教員であっても赴任したその日から、学校管理下における児童生徒等の安全を確保する義務が生ずることから、教員の養成・研修の各段階でどのような形で学校安全について取り扱うかについて、国の教員養成全体の議論の中でさらなる検討が必要である。」⁴と述べられている。これが次にあげる答申につながっている。

2015（平成27）年12月21日、中央教育審議会の答申「これからの学校教育を担う教員の資質向上について～学び合い、高め合う教員育成

¹ 文部科学省は2001（平成13）年以来、『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』を、改訂ながら発行しており、不審者の侵入による児童生徒への危害回避を重く扱っている。

² 文部科学大臣が2011（平成23）年に中央教育審議会に「学校安全の推進に関する計画の策定について」諮問した大きな理由として、東日本大震災の惨事を受け、具体的な方策を求めると述べている。

³ 2012（平成24）年8月8日には、文部科学省・国土交通省・警察庁連名による「通学路の交通安全の確保に関する有識者懇談会意見とりまとめ」が発表された。

⁴ 2014（平成26）年11月19日、中央教育審議会 スポーツ・青少年分科会 学校安全部会の「学校における安全教育の充実について（審議のまとめ）」「Ⅲ 安全教育を行う上での環境整備（教員養成・教職員研修等）」

コミュニティの構築に向けて～」において、教員養成の教育課程について「見直しのイメージ」が示された。現行の「教職に関する科目」⁵のうち「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」には、「(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)」という但し書きが加えられた。

教員養成の段階で、「学校と地域の連携及び学校安全への対応」という具体的で、各地方自治体や各学校の環境に左右される要素の強い実践的な内容を、授業に取り入れることになる。もちろん、「学校と地域の連携及び学校安全への対応」は初任者講習や校内研修においても当然取り上げられる内容であろう。これらを併せて考えると、教員養成段階では、赴任当日から子どもの命を守るために役立つ、普遍的で、基礎的で、具体的で、なおかつ即戦力となる内容が求められることになる。

本稿は、教員養成段階で、「学校安全」に関わる、普遍的で、基礎的で、具体的で、なおかつ即戦力となる内容を、授業化するための模索である。何が内容として必要であり、どのような方法が望ましいのかについて検討する。

本稿の構成として、1章では、学校安全の意味や対象を明確にする。2章では、「学校安全」の構造を把握する。3章では、現行の学習指導要領における「学校安全」の位置づけをみる。4章では、教員養成課程に求められている「学校安全への対応」の内容を整理する。5章では、「学校安全への対応」の一般目標と到達目標から、授業に求められる要素を整理する。6章では、中央審議会の答申と政府が進めている計画について検討する。7章では、授業における「学校安全」の取り扱いについて、生活安全、交通安全、災害安全の領域に分けて検討する。

先行研究として、小山健蔵他(2015)と根岸

千悠(2014)をあげる。小山は、大阪教育大学で同大学附属池田小学校の事件以来、教職課程の必修科目としてきた「学校安全」についての学生の評価を検討対象としている。これまで、「学校安全」を教職課程の授業として扱っている例がほとんどない中で貴重な検討となっている。根岸は、2012年4月に「学校安全の推進に関する計画」が策定された後の教職課程における「学校安全」の扱い方についての調査結果を報告し、考察している。養護教諭または保健体育教諭の養成課程を有している大学では、「学校保健」が必修となっている。また、実技科目の免許を出している大学では、危険を伴う可能性が高いため「安全管理」「安全教育」の授業を展開している。だが、「教員志望の学生全員に対して『学校安全』に関する学習の機会を提供している大学はすくなくかった。特に必修科目として学校安全を開講しているのは大阪教育大学のみであった。」⁶と結論づけている。上記2点の先行研究から教職課程における「学校安全」の扱いについての概観を知ることができる。

本稿では、資料として、各種答申や法令に加えて、新聞記事や自治体のWebサイトの情報を用いる。

1 「学校安全」の意味と対象

「学校安全」は、学校保健安全法において定義されている。学校保健安全法は1958(昭和33)年以来の学校保健法を拡充して、2008(平成20)年6月18日に公布され、2009(平成21)年に施行された。この時から、学校保健法の対象となっていた学校保健の分野に加えて、「学校安全」の分野も対象となった。

「学校安全」の対象とする範囲や対象とする内容は、資料1「学校保健安全法 第三章 学

5 現行の教員養成カリキュラムでは「教科に関する科目」「教職に関する科目」という区分があり、前者が教科専門と授業運営力をつけるもの、後者が教科に関わらず、教員として必要な知識・態度の育成をするものとして2分されている。

6 根岸千悠(2014) p.19

校安全」に示されている。第26条において「その設置する学校において」と記されているが、第27条において「児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導」とある。学校への登校、学校内の生活、学校からの下校も含めて、学校管理下の範囲の児童生徒の活動を対象範囲としている。

「学校安全」の対象とする内容は「事故、加害行為、災害等により児童生徒等に生ずる危険」である。これら「事故等」を防止し、「危険等発生時」に適切な対処を行うことが定められている。

また、学校設置者、学校、校長の役割分担についても定められている。

学校の設置者は、危険または危害を防止するため、また、危険または危害が生じた場合に適切な対処ができるよう、学校設備の点検、管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努める。

学校においては、設備の点検、通学を含めた学校生活、日常生活全般に関わる児童生徒への指導、職員の研修計画を策定し、実施しなければならない。事件、事故が起こってしまった時への対処法は、各学校が「危険等発生時対処要領」をつくり、職員に周知し、訓練等必要な措置をとる。

校長は、児童生徒の安全確保に支障となる事項があると認めた場合、遅滞なく改善のための措置を講じ、または、措置を講じられない場合は当該学校の設置者に対しその旨を申し出る。校長と学校設置者の関係、また、地域との連携、危険等発生時の児童生徒へのケアについても定められている。

資料1 学校保健安全法 第三章 学校安全

第三章 学校安全

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校にお

いて、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境の安全の確保)

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(危険等発生時対処要領の作成等)

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の

心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条⁷の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

出典) 学校保健安全法 2008 (平成20) 年6月18日

2 「学校安全」の構造

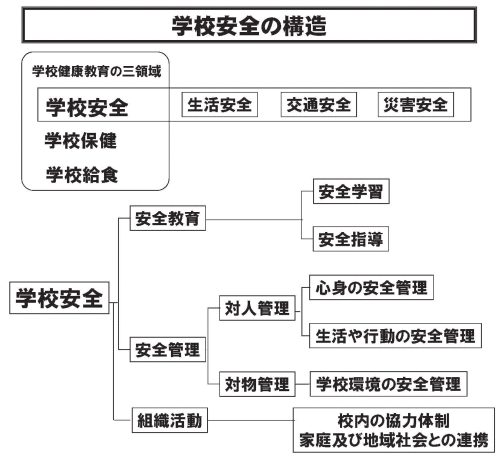
中央教育審議会の第1回学校安全部会は2014 (平成26年5月20日) に開催されたが、この場において文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課が示した資料2「学校安全の構造」において、「学校安全」の構造が図式化された資料が提出されている。学校健康教育の3領域の一つとして、「学校安全」が位置付けられており、他の2領域は学校保健と学校給食となる。

さらに、「学校安全」の構成は、生活安全、交通安全、災害安全の3領域からなり、「学校安全」のための活動は、安全教育、安全管理、組織活動からなる⁸。

学校保健安全法第26条の内容から「学校において」と記されている対象範囲は「学校管理

下において」と解釈できると判断したが、資料2において、「学校管理下において」という意味が明確に示されている。学校に通学するための交通安全が1つの領域となっている。また、学校管理下にあるとき、自然災害が起こる可能性があるため、災害安全も一つの領域となっている。

資料2 学校安全の構造図



出典) 中央教育審議会 学校安全部会第1回2014 (平成26) 年5月20日配付資料5 文部科学省 スポーツ・青少年局学校健康教育課

3 学習指導要領における「学校安全」の扱い

小学校・中学校の学習指導要領は学校保健安全法と時を同じくして2008 (平成20) 年に改訂され、高等学校の学習指導要領は1年後の2009 (平成21) 年に改訂された。小学校学習

⁷ 学校保健安全法第2節 (地域の医療機関等との連携)「第十条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。」

⁸ 「学校安全」の構造図については、文部科学省編『「生きる力」をはぐくむ学校の安全教育』2010 (平成22) 年3月、p.23においても同じ図が示されている。

指導要領、中学校学習指導要領ともに学校保健安全法を反映したものとなっている。高等学校の学習指導要領における「学校安全」については中学校学習指導要領と同一文章となっている。資料3「小学校学習指導要領 第1章 総則 第1 教育課程編成の一般方針の3」、資料4「中学校学習指導要領 第1章 総則 第1 教育課程編成の一般方針の3」がその文章である。ここでも学校健康教育は学校安全、学校保健、学校給食の3領域から構成されている。

「学校安全」に関する指導は、教育活動全般での指導を意識しながら、特に、食育、体力向上、心身の健康保持に関わる指導と並んで、保健体育科、技術・家庭科、特別活動に位置づけられている。同時に、家庭や地域との連携を図りながら、日常での健康、安全から生涯の健康、安全へとつながっていくイメージが描かれている。

資料3 小学校学習指導要領 第1章 総則 第1 教育課程編成の一般方針の3

3. 学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

出典) 文部科学省『小学校学習指導要領平成20年3月告示』p.14

資料4 中学校学習指導要領 第1章 総則 第1 教育課程編成の一般方針の3

3. 学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

出典) 文部科学省『中学校学習指導要領平成20年3月告示』p.16

4 教員養成における「学校安全」

2017(平成29)年2月3日に中央教育審議会が出した答申「第2次学校安全の推進に関する計画の策定について」をもとに、「第2次学校安全の推進に関する計画」が閣議決定された。

答申においても、「第2次学校安全の推進に関する計画」においても、「Ⅲ学校安全を推進するための方策」の「1. 学校安全に関する組織的取組の推進」は、(1)学校における人的体制の整備、(2)学校安全計画及び危機管理マニュアルの策定・検証の徹底、(3)学校安全に関する教職員の研修及び教員養成の充実、の3項目からなり、それぞれが〈課題・方向性〉、〈具体的な方策〉から構成されている。(3)の〈具体的な方策〉には、「国は、学校安全に関する法令など教員を志す学生が身に付けておくことが望ましい資質・能力について整理し、

教育委員会や教員養成を行う大学等に提供する。」⁹と明言されている。国が「学校安全」に関する法令を「資質・能力」の視点から整理して提示し、これらを踏まえて教員養成課程で「学校安全」についての指導を行うという流れが示されている。

5 「学校安全への対応」の一般目標と到達目標

中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」において示された教員養成の教育課程の「見直しのイメージ」は、閣議決定「第2次学校安全の推進に関する計画」とほぼ時を同じくして、教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会において示された。コアカリキュラム(案)¹⁰では、各事項(各科目に該当する)に全体目標¹¹と一般目標¹²、到達目標¹³が設定されている。

教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域の連携及び学校安全への対応を含む。)の全体目標は「現代の学校教育に関する社会的、制度的又は経営的事項のいずれかについて、基礎的な知識を身に付け、それらに関連する課題を理解する。なお、学校と地域との連携に関する理解及び学校安全への対応に関する基礎的な知識も身に付けること。」¹⁴となっている。教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域の連携及び学校安全への対応を

含む。)は、さらに細分化されており、5つの項から構成されている。

- (1-1) 教育に関する社会的事項
- (1-2) 教育に関する制度的事項
- (1-3) 教育に関する経営的事項
- (2) 学校及び地域との連携
- (3) 学校安全への対応

全体目標と項の関係から見ると、(1-1)、(1-2)、(1-3)の事項をそれぞれ単独科目とする場合、(1-1)、(1-2)、(1-3)のいずれかと(2)(3)の構成で授業を構成することができる。

(3)の目標を資料5「『学校安全』への対応の一般目標と到達目標」で示す。資料5から、教員養成の段階で学校と地域との連携及び「学校安全」の対応に関して授業で取り上げる際の基本的な要素がわかる。

一般目標は、全体目標を項のまとまりに分けたものだが、「学校安全」については、「学校管理下で起こる事件、事故及び災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する」¹⁵と述べられている。「実情」とは、事件、事故及び災害の事例やデータを示すのだろう。これらを紹介しながら、学校保健安全法を軸にして、「学校安全」の目的を説明し、具体的な取組例を紹介するという授業の流れになる。

「第2次学校安全の推進に関する計画」と併せてみると、国が「学校安全」に関する法令を「資質・能力」の視点から整理して、提示することになる。

⁹ 「第2次学校安全の推進に関する計画」 p.13

¹⁰ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/126/shiryo/_icsFiles/afiedfile/2017/04/12/1384154_1.pdf 2017/07/28

¹¹ 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会 第4回配付資料3「教職課程コアカリキュラム作成の背景と考え方」によると、全体目標は「当該事項を履修することによって学生が修得する資質能力」を意味する。科目の目標と言い換えることができる。

¹² 一般目標は「全体目標を内容のまとまり毎に分化させた」ものを意味する。(同出拠)

¹³ 到達目標は「学生が一般目標に達成するために達成すべき個々の規準」を意味する。(同出拠)

¹⁴ 「暫定 教職課程認定申請の手引き」 p.97

¹⁵ 「暫定 教職課程認定申請の手引き」 p.97

到達目標は、一般目標を学生の側から見てどれほど授業内容を吸収できているかの規準を示すといってもいいだろう。授業の結果、理解している、できるようになっている目標となる。

目標は2点示されているが、第1点は、前述の一般目標にある実情を踏まえて「学校安全」の必要性を理解していることが規準となる。第2点は、「生活安全、交通安全、災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理および安全教育の両面から具体的な取組を理解している」¹⁶ が規準となる。

到達目標を勘案すると、授業者として「生活安全、交通安全、災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな学校安全上の課題」を把握するか、明確に意識しておく必要がある。学生の議論や検討から課題を明確にする方法があるにしても、課題を念頭において、安全教育と安全管理¹⁷に関する取組例を扱うことになる。

資料5 「学校安全」への対応の一般目標と到達目標

(3) 学校安全への対応

一般目標：学校の管理下で起こる事件、事故および災害の実情を踏まえて、学校保健安全法に基づく、危機管理を含む学校安全の目的と具体的な取組を理解する。

到達目標：1) 学校の管理下で発生する事件、事故及び災害の実情を踏まえ、危機管理や事故対応を含む学校安全の必要性について理解している。

2) 生活安全、交通安全、災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理および安全教育の両面から

具体的な取組を理解している。

出所) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/126/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2017/04/12/1384154_1.pdf 2017/07/28

6 中央教育審議会の答申と政府の計画

国の施策を導いているのは文部科学大臣から中央教育審議会への諮問であり、中央教育審議会から文部科学大臣への答申である。「学校安全」に関する諮問と答申を踏まえて進められている政府の計画は2期に分けることができる。

第1期は、2012（平成24）年度から2016（平成28）年度までである。2011（平成23）年9月に、文部科学大臣からの諮問「学校安全の推進に関する計画の策定について」があり、中央教育審議会のスポーツ・青少年分科会に学校安全部会が設置された。2012（平成24）年3月21日の中央教育審議会総会で答申が出され、2012（平成24）年4月27日に、閣議決定「学校安全の推進に関する計画」が策定された。これが2012（平成24）年度から2016（平成28）年度までの5年間の計画である。この後も、中央教育審議会の学校安全部会における審議は継続された。

第2期は2017（平成29）年度から2021（平成33）年度まで。2016（平成28）年4月18日に文部大臣の諮問を受けて、中央教育審議会は、2017（平成29）年2月3日に「第2次学校安全の推進に関する計画の策定について」を答申し、これを受けて、2017（平成29）年3月24日に「第2次学校安全の推進に関する計画」が閣議決定された。これが2017（平成29）年度から2021（平成33）年度までの計画となる。

2017（平成29）年3月24日閣議決定「第2次

¹⁶ 「暫定 教職課程認定申請の手引き」 p.97

¹⁷ 資料2 『「学校安全」の構造』の「学校安全」活動領域参照。

「学校安全の推進に関する計画」は、2017（平成29）年2月3日に中央教育審議会が出した答申「第2次学校安全の推進に関する計画の策定について」そのままであり、政府に対して提案している内容表現そのままが、計画となっている。例えば、「国は・・・をする。その際、…が必要である。」という表現は施策を提案する答申者側の表現であるが、全体的に答申そのままの文章を用いて、政府の計画として通知している。答申「第2次学校安全の推進に関する計画の策定について」イコール閣議決定「第2次学校安全の推進に関する計画」となっている。

中央教育審議会における審議と並行して、文部科学省の下で「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議が設置され、その検討結果を受けて、文部科学省初等中等教育局長は2016（平成28）年3月31日に通知「『学校事故対応に関する指針』の公表について」が出されたが、事故や事件は続き、これらに対する学校や教育委員会の対応が問題視されるなかで、2016（平成28）年12月21日には通知「『学校事故対応に関する指針』に基づく適切な事故対応の推進について」が出され、現在に至っている。

これらの計画や指針の下で、各教育委員会は研修を進めるとともに、第1次の「学校安全の推進に関する計画」時点から、学校が作成すべきとされている「学校安全計画（総合的な学校安全のための計画）」「危険等発生時対処要項（危機管理マニュアル）」のサンプル等を委員会のWebサイトに掲載して、各学校における作成をサポートしている。

神奈川県教育委員会の場合、2001（平成13）年9月に「学校の安全管理マニュアル作成のための指針」を作成し、特に学校安全の分野の不審者対策については2005（平成17）年3月にも『学校の安全管理マニュアル作成のための手引き～不審者等から児童・生徒を守るために～』

が発刊され、現在に至っている。また、災害安全の分野では、1997（平成9）年3月に「学校における地震防災活動マニュアル」を作成して以来、次々と起こった大規模地震での体験を参考にしながら改訂を重ねて、『学校防災活動マニュアルの作成指針（平成29年6月改訂版）』が出され、現在に至っている。

7 授業における「学校安全」

学生が卒業後赴任する県に関わらず、新任教員になってすぐ実践でき、児童生徒たちにも指導できるような、普遍的で、基礎的で、具体的で、なおかつ即戦力となる授業づくりを、どのように進めればいいのか。授業づくりの際には、学生たちが「生活安全、交通安全、災害安全の各領域や我が国の学校をとりまく新たな安全上の課題について、安全管理および安全教育の両面から具体的な取組を理解している。」¹⁸という到達目標を念頭に置き、具体例を通して、学生たちが課題を意識できるような構成でなければならない。

(1) 生活安全

「学校安全」の活動領域は安全教育と安全管理、組織活動に分けられているが、資料2に示されているように、安全管理は対人管理と対物管理に分けられる。

授業をするうえで、まず、生活安全の「事故、加害行為」は具体的にどのような内容を指すのかを明確にしておく必要がある。文部科学省によると、『生活安全』では、日常生活で起こる事件・事故災害を取り扱い、児童生徒等が不審者により危害を加えられる事件も少なくないことから、誘拐や傷害などの犯罪被害防止も重要な内容の一つとしている。¹⁹「学校給食における食中毒、薬物乱用、違法・有害サイトを通じ

¹⁸ 教職課程コアカリキュラム（案）参照。

¹⁹ 『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』 p.12

た犯罪，児童生徒間暴力の防止や解決及び学校環境の衛生等については，学校給食，学校保健，生徒指導等の関連領域で取り扱うことが適切であると考えられることから，本資料では取り扱わない。ただし，事件・事故災害を防ぐとともに，発生時の被害を最小限にするためには，必要に応じて関連領域と連携することが求められる。²⁰とある。この点は中央教育審議会の議論や県レベルの学校安全マニュアルに詳述されている。学校の設備・備品による事故もあれば，不審者の侵入による死傷もあれば，教員，サポーター，職員，児童生徒が加害者となる加害行為もある。

2015（平成27）年度現在で，日本の96.5%の学校が学校安全計画を策定しているが²¹，学校の設備・備品による事故が起り続けていることは事例で示すことができる²²。「対物管理」を実際に遂行することが現在の学校の課題であり，点検・整備の不備のために児童生徒の死亡事故が起り続けていることを学生に理解させられる。

さらに大きな課題は「対人管理」の活動ではないだろうか。「事故，加害行為」の加害主体が人である場合の防止が大きな課題であろう²³。

この点について，教員養成の段階で留意しなければならないのは，教員として生徒に関わる際の心構え，また，生徒と生徒が関わる際のマナーについて具体的に指導できる力の形成であろう。

生徒同士の間関係から生じる事故や事件，生徒と教師の間関係から生じる事故や事件。これらが起り続けている。教員となる自分自身の心構えや，生徒たちに持ってほしい考え方を

を明確に持っていることは，これらの事故や事件を防ぐ一助となる。

たとえばCAP（Child Assault Prevention）プログラムのワークショップを授業に採り入れるのは，自分自身の心と体に対する意識づくりの点から有効だと考える。まず，森田ゆり『あなたが守る あなたの心・あなたのからだ』を読むことから始めても，学生にとって多くの発見があるだろうし，学生が赴任後，そのまま学級で児童生徒たちに読み聞かせることができる実践になるだろう。子ども一人ひとりが「安心」「自信」「自由」という3つの権利をもっているということ。これらが侵されそうになったら，どうすればいいのか，具体的に考えるきっかけをもつことができる。

さらに学生が「子どもの権利条約」，「児童虐待防止等に関する法律」「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」「いじめ防止対策推進法」等を児童生徒に説明できるようにしておく。学生一人ひとり，ひいては児童生徒一人ひとりに，自分のこころと体についての意識を持たせることが加害行為を未然に防ぐ第一歩となると考える。

生活安全の領域では，現在，学校で，防犯とくに不審者の侵入を防ぐこと，侵入があった場合も被害を最小限に抑えるような訓練が行われている。筆者の身近な学校でも，教職員の一人が侵入者役になり，他の教職員が八又で動きを封じ，児童を非難させるという訓練を行っている。このような例は教員養成課程の授業でもロールプレイングの手法で体験的に学習できるだろう。

生活安全の非常時への対応として，自動体外

20 『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』p.12

21 「第2次学校安全の推進に関する計画」参考指標p.1

22 「児童犠牲も…学校のゴール転倒事故，なぜなくなる？」朝日新聞2017年7月12日

23 教員と児童生徒の関係，児童生徒同士の関係等で起こるパワハラ，セクハラ，いじめ問題等これら自体も加害行為であるが，これらから発展する「事故，加害行為」もある。教員が加害者の懲戒処分の公表も必ず行われているわけではない。「わいせつ公表 悩む教委」朝日新聞2017. 7.2, 13版，p.30 参照。

式除細動器 (AED) の操作方法を、授業で一人ずつ体験して、学生全員がとっさの時に使えるようにしておきたい。赴任後、学校内のAEDの配置にも気を配れるようにしておきたい²⁴。誘拐や障害についての対策と心構えも指導できればと考える。

(2) 交通安全

登下校中の事故や事件は頻繁に起こっている。交通事故は児童生徒の心掛けだけで防止できるものではなく、道路整備や自転車・バイク・自動車の運転マナーに左右されるものでもある。

せめて歩行者として青信号になったことを確認して、車が止まってから横断歩道をわたる、道に広がって歩かない、登校時間帯を守る、という基本的な確認をして、とくに事故の起こりやすい交差点での注意点をビデオ等で見て、危機意識を持たせることはできるだろう。

登下校時の防犯との関係で、児童のランドセルの防犯ブザーの音を実際に聞くということも授業に取り入れたい。実際の音を知らなければ、助けを求めるブザーが鳴ってもわからないからである²⁵。

(3) 災害安全

自然災害はいつも心構えをすることによって、より少なくすることができるといわれている。台風のように、進路と時刻が予測できるものと地震や津波のように突然起こるものへの対応は異なる。

地震については、発生時に速やかに行動できるように定期的に訓練する。さらに、津波災害の可能性のある学校では震源地をいくつか想定して震源地ごとに、地震発生から津波が学校に到達するまでに何分かかかるのかを把握してお

く。自分たちが避難するために何分の猶予があるのかを想定して、避難のプランを作る。自治体が作っているハザードマップを見て、学校がある地点から避難できる場所を明確にしておくこともできる。

例えば鎌倉市では「鎌倉市津波シミュレーション動画」²⁶で、津波による浸水が時間を追って鎌倉市全域でどのように進むかを示している。地震発生時に自分がいる位置によって、どう避難すればいいのかを、具体的に考えられる動画となっている。

併せて、避難セットとして常備しておくものを明確にしておく。

終わりに

「学校安全」を教職課程の授業内容とするのは、2019 (平成31) 年度からである。多くの大学にとって、初めての授業内容となるであろう。具体性と地域性がまず求められるのではないかと、授業をどう構成できるのだろうかという思いから、調べ始めて、改めて「学校安全」を必修事項とする意味が理解できた。

「学校安全」を授業化するうえで、どこまで法令を把握する必要があるのか、政府がそれを整理して提示するのか、そうでない場合、学会等で共通点の把握と提示が必要になるのではないだろうか。

様々な事例については、文部科学省のWebサイトから情報を得ることができるし、新聞記事等からも事例を収集することができる。

実践的な力をつけることを望まれれば、授業者も調査や講習への参加が必要になるだろう。また、外部協力者も見つけられれば、より本格的な「学校安全」教育が期待できるだろう。

本学の場合、本科目は1年次の配当科目に

²⁴ 校舎のカギがかかっても、体育館や校庭を貸し出している場合の事故にも使用できる位置に設置できているかどうか、一命をとりとめられるかどうかにかかわってくる。

²⁵ 「防犯ブザーの音 知ってますか？」朝日新聞2017年4月23日 13版 p.8

²⁶ <https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/sougoubousai/tunamisisim2804.html> 2017/07/26

なっている。学生が卒業まで憶えていてくれることを期待する。

[参考文献]

- ・根岸千悠（2014）「国立出し額教員養成学部における学校安全に関する教育の取り組み状況について」『社会とつながる学校教育に関する研究（2）』pp.15-20
- ・小山健蔵・大道乃里江・白石龍生・藤田大輔（2015）「大阪教育大学における必修科目である学校安全の授業評価について－平成21年度から5年間のアンケートを中心に－」『学校危機とメンタルケア』第7巻, pp.1-9